

(平成28年3月17日付けの「拒絶理由通知書」に対する反論である)
平成28年5月23日発送の「意見書」の要旨

【意見書の構成】	意見書の頁
(1) 拒絶理由説明書の「理由」の記述	1 頁
(2) 拒絶理由説明書の「理由」が誤りである事を記述	1 頁
(3) 本願請求項1に係る発明の目的	1 頁～2 頁
(4) 本願発明の新しい考え方	2 頁
(5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性	
(5の1)～(5の7)	3 頁～9 頁
(6) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【課題】の記述	
(6の1)～(6の2)	9 頁～10 頁
(7) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述	
(7の1)～(7の8)	10 頁～16 頁
(8) 「拒絶理由通知書」「理由1」に対する反論	
(8の1)～(8の7)	16 頁～21 頁
(9) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する]への反論	
(9の1)～(9の3)	21 頁～25 頁
(10) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する]への反論	
(10の1)～(10の4)	25 頁～27 頁
(11) [(4) まとめ]への反論	
(11の1)～(11の3)	27 頁～31 頁

【意見書の記述内容】

(1) 1 頁
本願発明を特許としない拒絶理由説明書の「理由1」「理由2」「理由3」を記述しています。

(2) 1 頁
上述「理由1」「理由2」「理由3」が誤りであることを述べ、その意見を申し述べると記述しています。

(3) 本願請求項1に係る発明の目的 1 頁～2 頁
本願発明の目的を本願明細書の【課題】の記載に基づいて説明しています。

(4) 本願発明の新しい考え方 2 頁
本願発明が新しい考え方に基づくものであること、そして、その新しい考え方

が、河川での様々な自然現象の関連性を明らかにした幾つもの考え方である事を説明しています。また、その新しい考え方を理解して頂ければ本願発明も容易に理解できることを記述しています。

(5) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性

(5の1) ～ (5の7) 3頁～9頁

(5の1)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その1) 3頁

(大きな土砂ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易い) 事によって、石や岩の多い河川では上流になるほど、それぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなることを説明しています。

河川のそれぞれの場所にある大きな石や岩ほど容易に下流に移動することが無く、それらは極めて長い期間に亘ってそれぞれの場所にとどまっていること、この現象によって形成された河川の景観は歴史的な長い時間を経て自然に形成された結果であると記述しています。

(5の2)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その2) 3頁～4頁

(岸边にある大きな石や岩)

石や岩の多い河川では。流れの中よりも岸边に大きめな石や岩があることが普通です。自然状態の上流や中流で流れの岸边を保持して水流の場所を維持しているのは、岸边にある大きめな石や岩です。

大きな石や岩は規模の大きな増水があった時にだけ移動します。そのような時でも大きな石や岩は流れの弱い岸边に至ればその移動を止めてしまいます。このことにより、大きな石や岩ほど岸边に多く残される傾向があります。岸边にある大きな石や岩は陸地側の侵食を防いで自然の護岸として大きな役割を果たしています。

これらの事は、本願明細書【0010】～【0012】においても記述しています。

(5の3)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その3) 4頁～6頁

(大きな石や岩による小さな土砂の流下促進現象)

水の流れのある場所では、大きな石や岩はその他の小さな土砂の流下を促進しています。

河川上流や中流にある淵は、大きな増水の時であっても移動する事の無い大きな石や岩、或いは水流に面した岸壁のある場所に来ます。河川上流で岸边に岸

壁が続いている谷間の場合では、河床の侵食が進んで川底に岩盤が露出している場合も多くあります。上流や中流のコンクリート護岸や石垣の場合でも、それらが周囲の土砂の流下を促進する現象が発生しています。

上流や中流にコンクリート護岸を設置すると、以前から岸边にあった石や岩の多くを流下させてしまいます。この現象はコンクリート護岸の建設直後では気付かれることはありませんが、年月の経過と共にそれが明らかになります。

コンクリート護岸の前面が深くなり護岸の底が侵食されるのを防ぐために、護岸の底に別のコンクリートブロックを敷き詰めたり、土砂の流出を防ぎ流れの傾斜を保つために、小さな堰堤を幾つも設置することも多く見られます。

(5の4)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その4) 6 頁

(水流による土砂の選別的流下)

河川を流下する水は、それぞれの場所で流下させることの出来る大きさの土砂に限って流下させますが、流下させることの出来ない土砂はそれぞれの場所に残されます。

増水時に多くの土砂を流下させる流水であっても、平水時にあつては流下させることが出来るのは小さな土砂に限られます。上流中流の平水時の透明な流れは、川底の小さな土砂を流下させることがあつても、それらよりも大きな土砂や川底表面の下にある土砂を流下させることはありません。川底の表面に残されるそれらの土砂は石や岩です。

(5の5)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その5) 6 頁～8 頁

(「自然の敷石」と「自然の石組」)

水の流れにも拘らず川底の表面に残された石や岩は、その場から流下しないだけでなく、その場所から移動しないことによって、川底表面の下やその上流側にあるその他の土砂の流下を妨げています。川底の表面に残されたそれらの石や岩は、広い範囲に亘って川底を覆い、水の流れる河川の傾斜を維持しています。この現象を「自然の敷石」と呼ぶことにします。

河川の流れのそれぞれの狭い区域での水の流れの勢いは似通っています。ですから、河川のそれぞれの場所の川底や河川敷には比較的似通った大きさの石や岩が集まることが多くなります。同じような大きさの石や岩が隣接すると、隣接した石や岩の上流側や岸边側にはそれらよりも小さな石や岩が堆積し、さらに小さな土砂も堆積します。この現象を「自然の石組」と呼ぶことにします。「自然の石組」では、石や岩の大きさが大きくなるほど、石や岩の量が多いほど、堰き止める土砂の量も増えます。

これらの現象は上流や中流に様々な大きさの石や岩が大量にある事によって自然に発生している現象です。石や岩が減少すれば「自然の敷石」や「自然の石組」は形成され難くなり、石や岩の大きさが小さくなれば形成される「自然の敷石」や「自然の石組」が土砂の流下を防ぐ作用も少なくなります。

コンクリート護岸が建設された場所では、護岸の建設以前にあった石や岩が流下し、新たに流下して来た石や岩も小さくなるので、やがては「自然の敷石」や「自然の石組」が形成されなくなります。

「自然の敷石」や「自然の石組」が形成され或いは破壊される状況は、石や岩が大きい上流と、石や岩が上流ほど大きくはない中流とでは異なっています。上流部ではそれらが破壊されるのは規模の大きな増水の時に限られますが、中流部では小さな規模の増水でもそれらが破壊される機会が増えます。

(5の6)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その6) 8頁～9頁

(「自然の敷石」や「自然の石組」の治水的効果)

河川で上流に至るほど多く生じている白い泡や波の多くは、「自然の敷石」や「自然の石組」が形成している段差によるものです。河川では上流に至るほどその流れの傾斜が急激になる事も、「自然の敷石」や「自然の石組」を形成する石や岩の大きさが大きくなりその量も増加することによる作用です。

「自然の敷石」や「自然の石組」が、その立体的構造によって治水的効果を生じさせているそれぞれの治水的効果はごく僅かなものですが、それらが無いコンクリートの流路と比較すればその効果は明らかです。

コンクリートに囲まれた流れでは、上流からの水流は直ちに下流へと向かって流れて行きます。それらに流れを堰き止めたり妨げたりする効果は全くありません。上流から石や岩や小さな土砂が流れて来て、流れの中に留められたとしても、次の増水の機会にそれらを流し去ります。それらの流れでは、急激な増水と急激な減水が普通のことです。

「自然の敷石」や「自然の石組」がそれぞれの場所で生じさせている治水的効果は僅かなものに過ぎません。しかし、河川には幾つもの支流があり、さらにそれぞれに幾つもの支流や沢があるのです。ですから、河川流域全体の治水的効果は決して少ないものではありません。

(5の7)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性 (その7) 9頁

(土石流や土砂崩れによって発生した土砂の流下)

河川の上流や中流で、時折発生する土砂崩れや土石流は、降雨による通常の土砂流下とは異なった現象です。これらの現象では短時間で大量の土砂が河川に押

し寄せて来る場合が多く、通常の土砂流下では移動して来ることの無い巨大な石や岩が移動して来ることもあります。それらの巨大な石や岩は上流ほど多いのですが、中流にもそれを見ることがあります。

水流によって流下する様々な大きさの土砂は、それぞれの場所でその大きさの変化が連続していますが、それらの巨大な石や岩は、その連続性から離れて大きいことが多いのです。

(6) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【課題】の記述

(6の1) ～ (6の2) 9頁～10頁

(6の1)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【課題】の記述(その1)

9頁～10頁

本願発明の目的を記載した本願明細書の【課題】の前半は以下のように記述しています。「コンクリート護岸などにより石や岩を流下させてしまった岸边に、石や岩を中心とする土砂を堆積させて、自然の護岸を回復させる。岸边に自然の状態を取り戻すことにより、～」

この記述は、前述(5の3)(5の5)(5の6)の考え方に基づくものです。また、コンクリート護岸の効果とその弊害については、本願明細書の【0002】～【0004】に記述しています。

(6の2)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【課題】の記述(その2)

10頁

本願明細書の【課題】の後半は以下のように記述しています。「～岸边に、石や岩を中心とする土砂を堆積させて、自然の護岸を回復させる。岸边に自然の状態を取り戻すことにより、川の流れを自然状態に戻し、治水施策上においても自然環境においても良好な河川の状態を取り戻します。」

この記述は、前述(5の2)(5の5)(5の6)の考え方に基づくものです。

自然の石や岩が持つ役割や機能の重要性については、本願明細書の【0005】にも簡単に記述しています。

(7) 石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述

(7の1) ～ (7の8) 10頁～16頁

(7の1)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述(その1)

10頁～11頁

本願発明の【請求項】の記述は、全て前述(5の1)～(5の7)の考え方に

基づくものです。また、【請求項】の記述と同様の内容は、本願明細書の【0013】～【0017】にも記述しています。

【請求項】冒頭の「岸边から川の中央に向かって、或いは斜め上流又は斜め下流方向に向かって、～単独又は複数の杭を埋設して、～」の目的とするところは、コンクリート護岸の建設以前にあった、自然の岸边の石や岩の状況を取り戻すことです。この考え方の基になっているのは、前述（5の1）（5の2）に記述した、石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性の考え方です。

（7の2）

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その2）
11頁～12頁

【請求項】に記述されている「～石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で～」は、その後述の「～上流から移動して来る大きな石や岩～」を堰き止めその場にとどめる為に設置する杭の、それぞれの間隔についての記述です。ですから、この記述は、その杭の間隔を「～付近にある中で大きめの石や岩～」が「～その場にとどまる事の出来る程度、～」に狭い間隔を空けることを説明しています。

また、本願発明はコンクリート護岸の岸边に設置することを重要な目的の一つとしていますから、「杭」と「コンクリート護岸」自体との間隔もまた、その考慮の対象としています。

（7の3）

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その3）
12頁～13頁

【請求項】に記述されている「～付近にある中で大きめの石や岩～」について説明しています。

石や岩の多い河川では、上流に至るほど、それぞれの場所で見える事の出来る石や岩の大きさが大きくなっています。それぞれの場所にある大きな石や岩は容易には流下しません。この現象は、河川のそれぞれの場所にある大きな石や岩において全て同じです。この規則性によって、石や岩の多い河川では上流に至るほど石や岩が大きくなっている光景が、歴史的な長期間に亘って維持されています。

「～付近にある中で大きめの石や岩～」の記述は、この、誰にでも容易に理解出来る現象を前提にした記述です。

それぞれの場所にある大きめの石や岩は、規模の大きな増水の機会に流れ下って来て、流れの岸边にとどまっているのです。それらの大きめの石や岩の形状は様々です。その大きさも厳密に同じ大きさである訳ではありません。それは、それらの大きめの石や岩の来歴がそれぞれに異なっている事に由来します。

それら大きめの石や岩が岸边にあった場所でも、コンクリート護岸が出来れば、

とどまっていた幾つもの大きめな石や岩も下流へと流下してしまいます。その結果、それらの石や岩が形成していた「自然の敷石」や「自然の石組」も形成されなくなります。

しかし、コンクリート護岸によって、下流に向かって流下して行った大きめな石や岩であっても、それらがどこまでも下流に向かって流下してしまうことはありません。それらは、河川の外に持ち出さない限り、コンクリート護岸より下流のどこかに流れ着いています。ただ、それらの大きめな石や岩は岸辺に集積することはありませんから、それらが「自然の石組」を形成することはありません。

(7の4)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その4）

13頁～14頁

この（7の4）は上述（7の3）の続きです。

流れの中や河川敷にある大量で様々な大きさの石や岩の中から、大きめな石や岩を見つけることは困難な事ではありません。それは、実際の河川敷を見れば誰にでも分かることです。

様々な形で様々な大きさの石や岩が大量にある中では、大きな石や岩であるほど良く目立ちます。上流に至るほど石や岩の大きさが大きくなる事を誰でもが容易に認めることが出来るのは、大きめな石や岩を見い出すのが容易であることによって可能になっています。

【請求項】に言う石や岩の大きさが、判然としないと判断されていますが、それは、本願発明が対象としている河川の土砂の大きさが、最初から容易には計測出来ない形状、体積、重量であるからです。河川にある石や岩の大きさを厳密に規定することは極めて困難なことです。

公園や人里に見られる様々な樹種の中から、多くの人が、特定の樹種を容易に見いだしています。これと同じような事情は自然界の多くの事象の場合で当てはまります。工業製品のように、大きさや重さが一定であり、その計測が容易であることは、自然界では一般的ではありません。

(7の5)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その5）

14頁

【請求項】に記述されている「～なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」について説明しています。この記述も後述の「～上流から移動して来る大きな石や岩～」を堰き止めその場にとどめるために設置する杭のそれぞれの間隔について記述しています。

河川を流下する土砂は、土砂を流下させる増水があった時に、小さな土砂から

流下し始めます。大きな石や岩が流下している時には、それらより小さな土砂も流下し続けています。

ですから、「～なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、～」の記述は、目標とする大きめの石や岩が堰き止められる前に、それより小さな土砂が堰き止められて目標とする大きめの石や岩が堰き止められるのを防ぐことを説明しています。

(7の6)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その6）

14頁～15頁

【請求項】に記述されている「～単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより、あるいは、単独又は複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩をまたは大きな石や岩に擬した人工の構造物を設置して、その場にとどめることにより～」について説明しています。これらの記述は、間隔をもって埋設した「杭」をどのように作用させるかを記述したものです。

これらの記述では、上流から移動してくる大きな石や岩や、既に存在していた大きな石や岩を杭によってとどめる事を、或いは、大きな石や岩が周囲に無い場合に、大きな石や岩に擬した人工的な構造物を堰き止めることを説明しています。

本願発明が説明している大きな石や岩は、規模の大きな増水の機会にしか流下して来ません。規模の大きな増水が発生する機会は長い年月を考えてもそれほど多くありません。ですから、上述の記述はそのような状況に対応しています。

コンクリート護岸が設置された場所では、大きな石や岩が岸辺に集中していることはありません。しかし、(7の3)に記述したように、河川を流下して来た大きな石や岩であれば、河川から持ち出さない限り、河川敷のどこかにあります。ですから、本願発明を設置することに何の問題もありません。

既に河川や河川敷に設置されている人工的な構造物の場合では、その形状が四角や三角や球形をしていることが多いのです。それらの形状をした人工的な構造物は、自然の石や岩との親和性がありません。つまり、それらの人工的な構造物の周囲に自然の石や岩が堆積したり、混じって堆積したりする事もあります。

本願発明では、「杭」によって押し止められた大きめの石や岩の上流側あるいは岸辺側に、それらより小さな石や岩やさらに小さな土砂が堆積することを目指しています。ですから、「杭」によって堰き止められる石や岩は自然石あるいは自然石の形状をしていなければなりません。

(7の7)

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その7）

【請求項】に記述されている「～新たな岸辺を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させることを特徴とする護岸の方法。」について説明しています。この記述については、既に（6の1）（6の2）において説明しています。つまり、この記述は【課題】を実現するという意味の記述です。

（7の8）

石や岩の多い河川上流や中流の土砂流下の規則性と【請求項】の記述（その8）

16頁

本願発明の【請求項】は、【課題】を実現させるための具体的方法を記述したものです。

コンクリート護岸によって岸辺から離れ流下した大きな石や岩であっても、河川の外に持ち出さない限り下流のどこかにあります。大きな石や岩が容易には流下しない現象は、コンクリート護岸に関わらず発生している現象だからです。

ですから、コンクリート護岸に岸辺であっても「杭」を使用することによって大きな石や岩を岸辺にとどめることが出来れば、コンクリート護岸建設以前の自然の岸辺を取り戻すことが可能になります。

上述した（7の1）～（7の7）で明らかなように、本願発明は思い付きによって考案したものではありません。また、既に発表された資料や発明と同じ発明ではありません。そして、既に発表された資料や発明から容易に発明することが出来たものでもありません。

本願発明は、河川の上流や中流の土砂流下に関わる様々な現象について、長年に亘り観察し考察した成果を、新たな工事方法として考案したものです。この治水に関する本願発明人の考え方は、従来の研究にもない、全く新しい考え方です。

（8）「拒絶理由通知書」「理由1」に対する反論

（8の1）～（8の7） 16頁～21頁

（8の1）

「拒絶理由通知書」「理由1」に対する反論（その1） 16頁

「拒絶理由通知書」「理由1」では「請求項1に記載される「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まることもない間隔」は、どの程度の間隔であるのか不明であるから、請求項1に係る発明の範囲が明確ではない。」と記述されています。

ここで示された不明確は、「拒絶理由通知書」（2頁19行～29行目）で詳細に記述されています。

その記述を以下（A）（B）（C）（D）に区分して説明し反論します。

(A) (同書 2 頁 19 行～20 行目) では、「仮に、「杭を埋設する場所付近に存在する石や岩」それぞれの大きさが容易に判断できるとしても、～」と記述しています。これは、「付近にある中で大きめの石や岩」の大きさが不明確でありそれが容易に判断できないことを前提にして記述していると考えられますから、この不明確を (A) とします。

(B) (同書 2 頁 20 行～22 行目) では、「「大きめの石や岩」は、その大きさが容易に判断出来る「杭を埋設する場所付近に存在する石や岩と」との比較において、どの程度大きいものを規定しているのか不明であるので、その意味するところが明確ではない。」と記述しています。この不明確を (B) とします。

(C) (同書 2 頁 26 行～27 行目) では、「「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではない。また「その場にとどまる事の出来る程度」の「間隔」も同様に明確ではない。」と記述しています。この不明確を (C) とします。

(D) (同書 2 頁 28 行目) では、「さらに、「小さな石や岩が最初に止まることもない間隔」も同様に明確ではない。」と記述しています。この不明確を (D) とします。

(8 の 2)

「拒絶理由通知書」「理由 1」に対する反論 (その 2) 16 頁～17 頁
上述 (A) について記述しています。

石や岩の多い河川では、それぞれの場所にある石や岩の大きさが上流に至るほど大きくなることは多くの人が承知していることです。また、それらの大きな石や岩が岸边に集まり易い事や、それらの現象が中流でも生じている事や、それらの大きな石や岩が様々な形状をしていて似通った大きさであってもそれぞれの大きさが全く同じではないことや、それらの石や岩が机上で考えるより見つけ易い事や、それらの石や岩は工業製品のように画一的ではない事も、前述 (5 の 1) (5 の 2) (7 の 3) (7 の 4) において記述しています。

したがって、それらの記述をお読み頂ければ (A) の不明確は容易に解決されます。

(8 の 3)

「拒絶理由通知書」「理由 1」に対する反論 (その 3) 17 頁～18 頁

上述 (B) について記述しています。(B) の記述では、「付近にある中で大きめの石や岩」の大きめの程度が判別できないとしています。

「付近にある中で」どの石や岩が大きめであるのかは、それぞれの現場で工事に携わる皆さんが考え判断する事です。石や岩の多い河川では、それぞれの場所にある石や岩の大きさは上流に至るほど大きくなっているのですから、石や岩の大きさはそれぞれの場所ごとに限度があります。ですから、数多くある石や岩の中でどの石や岩が大きめであるかどうかは、誰でもが容易に判断出来ることです。

また、(B)の記述では、「付近にある中で大きめの石や岩」と「上流から移動して来る大きな石や岩」の大きさを比べて、どの程度大きいかを判別できないともしています。これは、現実にはその付近に存在している石や岩の大きさから、将来その付近に存在することになるであろう石や岩の大きさを推測しているものです。

これら(B)の不明は、上述(5の2)(7の3)の記述をお読み頂ければ容易に解決されます。

本願発明は、石や岩の大きさを厳密に選別することを要求して、それを目的とする発明ではありません。本願発明は、様々な形状で似通った大きさの自然の石や岩を、杭によって堰き止めて、発明の課題を成し遂げようとしているのに過ぎません。

(8の4)

「拒絶理由通知書」「理由1」に対する反論(その4) 18頁～19頁

(Cの1)

上述(7の2)では、「複数の杭」を設置することと、その間隔を「「～付近にある中で大きめの石や岩～」が「～その場にとどまる事の出来る程度、～」に狭い間隔を空ける」と記述しています。これらの説明で(C)の不明は解決されると考えます。

ところで、(同書2頁25行～26行目)には「～水流や流速の程度により、一本の杭にひっかかるだけでその場に留まることもあり得るから～」との記述があり、そのことによって「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではないと記述しています。

河川は一日や一年によって、それぞれ現在の状況になったものではありません。何百年、何千年、或いはそれ以上の年月に亘って水流を流し、土砂を流下させ続けてきたのです。そして、これからもその営みを継続して行くのです。一時的に一本の杭に石や岩が引っかかったとしても、何の問題もありません。本願発明の構造が存在している間に、その問題は解決されることでしょう。

(Cの2)

(同書2頁26行～27行目)では、「「その場にとどまる事が出来る程度」は明確ではない。また「その場にとどまる事の出来る程度」の「間隔」も同様に明

確ではない。」と記述していますが、この記述は矛盾した記述です。

この記述の前（同書２頁２３行～２６行目）の記述「その石や岩がとどまるかどうかは、その石や岩の大きさと杭の間隔のみによって決まるものではなく」は、「杭の間隔」が石や岩がとどまるかどうかを決定づける要素の一つであることを認めています。続く記述は「例えば、杭の間隔が、石や岩の間隔よりも大きい場合であっても」「一本の杭にひっかかるだけでその場に留まることもあり得るから」としています。

「例えば～」 「一本の～」の二つの文の記述は、最初に記述した杭の間隔についての事柄が当てはまらない例外事項を想定して記述したものです。二つの内、最初の文は、杭の間隔が石や岩の大きさよりも大きい場合には、石や岩がとどまらない事を前提にした記述です。二番目の文も、複数の杭があれば、その杭の間隔によって石や岩が容易にひっかかる事を前提にした記述です。

つまり、（Ｃの２）の冒頭に引用した文の、「その場にとどまる事が出来る程度」もその「間隔」も、その内容を十分に理解しているから上述（同書２頁２３行～２６行目）の記述が可能になったのです。

それにも関わらず、（同書２頁２３行～２６行目）の記述をしているのは、明らかな矛盾であり、ウソをついているとしか言いようがない記述です。

（８の５）

「拒絶理由通知書」「理由１」に対する反論（その５） １９頁～２０頁
上述（Ｄ）について記述しています。

前述（７の５）では、河川の増水によって流下する土砂は、増水の程度によって流下させる土砂の大きさを次第に大きくすること、大きな石や岩が流下している時にはそれよりも小さな土砂も同時に流下している事を説明しています。

ですから「小さな石や岩が最初に止まることもない間隔」は、大きめの石や岩がとどまる前に、小さな土砂がとどまる事で、大きめの石や岩がとどまる事を妨げることが無いようにする記述です。

【請求項】において不明である事は、その【明細書】の説明や【図】によって補って判断することになっています。このことからすれば、拒絶理由通知書で不明であると主張している事柄のほとんどは、既に明瞭になっている事柄に過ぎません。

（８の６）

「拒絶理由通知書」「理由１」に対する反論（その６） ２０頁

本願請求人は、「審判請求書」の１６頁～２０頁で「拒絶査定理由１」に対する反論として、既に特許とされている発明では、石や岩の大きさが全くの不明であるのにも拘らず特許とされているのに対して、石や岩の大きさが明確に示され

ている本願発明では、それが不明確であることを理由として特許とされないのは、二重基準であると主張しています。

上述の発明は「特許第3297906号」「半透過型砂防ダム」です。この発明では、ダムに設けた縦型のスリットに鋼鉄製の横梁を何段か設置して、その間隔を調整することによって、土石流や土砂崩れによって発生する巨礫がダムから流出するのを防ぐとしています。

本願発明では、上流からの大きな石や岩を堰き止めるのは「杭」であり、上記の発明では、将来発生する巨礫をとどめるのは「横梁」です。両者共に、大きな石や岩を或いは巨礫を堰き止める効果を生じさせるのは、「杭」と「杭」の間隔であり、「横梁」と「横梁」の間隔です。

本願発明ではその間隔の基準は、付近にある中で大きめな石や岩である事を説明しています。

しかし、上記の発明では、間隔の基準に該当する記述は全くありません。その間隔に類する記述として、将来の土石流や土砂崩れにおいてダムにまで到達すると予測される石礫の大きさとその倍数が記載されていますが、将来発生する石礫の大きさを予測して基準とすることが出来ると考えるのは困難です。

本願発明では、杭の間隔の基準となる大きな石や岩の大きさを現実には指し示しているのに対して、上記発明では、将来発生する石礫の大きさを知らなければ堰き止める巨礫の大きさを決めることが出来ないのです。どちらの発明の基準が明確なのでしょうか。これでは、両発明での審査が全くの二重基準に依っていると判断するしかありません。

(8の7)

「拒絶理由通知書」「理由1」に対する反論（その7） 20頁～21頁

既に提出している「審判請求書」では、上述の二重基準の存在について丁寧に説明しています。しかしながら、頂いた「拒絶理由通知書」では、それに関する記述は全くありません。

すなわち、「拒絶理由通知書」は、特許庁の判断において「二重基準」が継続して存在していることを明確に示す証拠となっています。

今後、示されるはずの「審決」において、「二重基準」の問題について十分に納得できる記述が無ければ、それは不正な「審決」であることになります。

(9) [(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] への反論

(9の1)～(9の3) 21頁～25頁

(9の1)

[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] への反論（その1）

21頁～24頁

(A)

「拒絶理由通知書」(同書2頁30行～34行目)では、「[理由2または3] 上記理由1のとおり「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まる事もない間隔」は、その構成が不明であるが、一応、「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事のできる程度の間隔」を意味するものとして、新規性及び進歩性を検討する。」と記述しています。

特許の審査は、【請求項】に記載してある記述内容を検討審査するものであって、【請求項】の内容を「一応」の文言をもって勝手に書き替える方法は特許法の規定に反したものと考えられます。

したがって、この方法を前提にした[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する]の記述は、その前提が既に誤りであるので、全て誤りです。

(B)

[理由2または3]の記載は長いものですが、その結論は「(2) 引用発明1を主引用発明として検討する。ア対比(イ)」(同書9頁18行～28行目)に記述されています。

「拒絶理由通知書」では、本願発明と引用発明1「特開平11-256548号公報」を比較して、「岸边から～、ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて、複数の杭を埋設すると共に、大きな石や岩を設置して、その場にとどめることにより、新たな岸边を形成し、それらを護岸の構成部分として機能させる護岸の方法。」で一致している、と記述しています。

しかしながら、引用発明1の【請求項】【明細書】【要約】【図】の何れにおいても、石や岩と杭との関係が本願発明の態様と同様であると認められる記載はありません。つまり、「拒絶理由通知書」が主張する「ア対比(イ)」(同書9頁18行～28行目)に該当する記載は全くありません。

さらに、引用発明では、「根固めブロックの杭孔に杭を設置する」ことが必須であるのに対して、本願発明では「根固めブロック」は全く必要としていない事も全く考慮されていません。

(C)

上述(A)で記述しましたように、「拒絶理由通知書」では、「～、一応、「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事のできる程度の間隔」を意味するものとして、新規性及び進歩性を検討する。」としています。

しかし、「ア対比(イ)」では、「～一応～」と記述し、仮定を設定して検討したものが、「その構成が不明である」はずの本願発明の【請求項】の記述内容にまで及んでいます。これは、仮定を設定して検討した結論に過ぎないものを、仮定の及ばない範疇(仮定の前提となっている事柄)にまで拡大して結論としたもので、明らかに論理的な間違いです。

(9の2)

[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] への反論 (その2) 24頁
ここでは、拒絶理由通知書の[イ請求人の主張] (同書9頁29行～10頁6行目) に反論しています。

本願発明は、その【請求項】【明細書】【図】の何れにおいても、「根固めブロック」或いはそれに類似した構造物の必要を説明していません。また、その言葉自体の記載也没有ありません。一方、引用文献1では、【請求項】7項目の全てにおいて「根固めブロック」が必須の要件である事を記載しています。

[イ請求人の主張] (同書10頁4行～6行目) にある「排除」は「必要」とは全く別の意味を持つ言葉です。ですから、「～本願発明は、根固めブロックの存在を排除しておらず～」としても本願発明には「根固めブロック」或いはそれに類似した構造物の記載はありませんから、あえて本願発明に「根固めブロック」を使用する必要はありません。

本願発明に「根固めブロック」を使用すれば杭孔の位置が固定されてしまうので、本願発明を設置するそれぞれの場所に適した間隔を得ることが出来ません。

拒絶理由通知書の[イ請求人の主張] (同書9頁29行～10頁6行目) の記述は誤りです。

(9の3)

[(2) 引用発明1を主引用発明として検討する] への反論 (その3)

24頁～25頁

上記の拒絶理由通知書[イ請求人の主張] に続く[ウ] (同書10頁7行～15行目) に反論しています。

「引用発明1」に記載の「根固めブロック」を省いた上で、松杭を川床に固定することは容易に想到し得たことであるかもしれません。しかし、本願発明が【請求項】で記述しているところの、「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事のできる程度で、なおかつ小さい石や岩が最初に止まる事もない間隔」や「単独又は複数の杭を埋設して、上流から移動して来る大きな石や岩を又は元々あった大きな石や岩を堰止め、その場にとどめることにより」などの事柄はどうなのでしょうか。

さらに、「また、その他の相違点が存在したとしても、当業者が容易に想到し得たことである。」との記述は、全く乱暴な主張であり、特許を審査する際の正当な記述ではありません。

したがって、[ウ] の記述による主張は全くの誤りです。

(10) [(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論

(10の1) ～ (10の4) 25頁～27頁

(10の1)

[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論 (その1)

25頁～26頁

[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] の [ア 対比] 「本願発明と引用発明2を対比する」の (ア) の記述に反論しています。

拒絶理由通知書 (ア) に記載のとおり、本願発明と引用発明2とは、あいだを開けて打ち込んだ杭によって、石をその場にとどめています。しかしながら、あいだを開けて石を止める「杭」の設置の詳細は、異なっています。

本願発明では「～大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて～」とあるように、「杭」のあいだの開け方に条件を付けています。しかし、引用発明2では、単に、「なお強くするためにあいだあいだに杭を打ちこ」んでいるのに過ぎません。この違いは大きいものです。

例えば、本願発明では、洪水などで強い水流があつたとしても、杭によって押し止められた石や岩が流下することはありません。それに対して、引用発明2では、杭の設置方法は「なお強くするため～」以上の説明はありませんから、強い水流があれば、石や岩が流下してしまう事も考えられます。あるいは、何の基準も無いままにより多くの杭を打ち込むか、より多くの石や岩を投入する必要があるかもしれません。

したがって、拒絶理由通知書 (ア) の結論 (同書10頁30行～33行目) の記述は誤っています。

(10の2)

[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] への反論 (その2) 26頁

[(3) 引用発明2を主引用発明として検討する] の [ア 対比] 「本願発明と引用発明2を対比する」の (イ) の記述に反論しています。

拒絶理由通知書 (イ) は二つの問題点があります。

第一、上述 (10の1) に記述のとおり、あいだを開けて設置した杭によって石をその場に止めるその杭の設置の仕方が異なっています。

第二、(イ) の記述の「ある程度の大きさの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度の間隔をあけて」は、本願発明の【請求項】には記述されていない構成要素です。この事柄は既に (9の1) の (A) で詳しく説明しています。

したがって、拒絶理由通知書 (イ) の記述 (同書11頁6行～7行目) の記述「～岸辺の構成部分として機能させる方法。」で一致し、～」は成り立ちません。

(10の3)

〔(3) 引用発明 2 を主引用発明として検討する〕 への反論 (その 3)

26 頁～27 頁

〔(3) 引用発明 2 を主引用発明として検討する〕の〔イ 判断 上記相違点について検討する〕に反論しています。

〔イ 判断 上記相違点について検討する〕の冒頭にある引用発明 2 に関する記述は問題とはしません。次に記述の引用文献 1 及び引用発明 2 については、既に(9の1)～(9の3)及び(10の1)～(10の2)で詳細に記述して反論しました。ここでは、引用文献 4。について説明します。

引用文献 4 の記述は、護岸水制における一般的な知識やその基本的な構造、及び、それらを設置する際の心得あるいは注意点を記述したものであり、それらに該当する具体的な工事方法については全く触れられていません。引用文献 4 の記載には、それらから具体的工事方法を想起させる記述は全く無いのであり、この「拒絶理由通知書」の文中にもそれらを明らかにする記述もありません。

したがって、〔イ 判断 上記相違点について検討する〕の記述は間違いです。

(10の4)

〔(3) 引用発明 2 を主引用発明として検討する〕 への反論 (その 4) 27 頁

上述〔イ 判断 上記相違点について検討する〕の文章は、審査対象の特許を比較する際に、独立した二つ以上の引用発明を組み合わせる比較してはならない、とする特許法の条項に違反している可能性があります。

〔イ 判断 上記相違点について検討する〕の主張は明らかに誤った主張です。

(11) 〔(4) まとめ〕 への反論

(11の1)～(11の3) 27 頁～31 頁

(11の1)

〔(4) まとめ〕 への反論 (その 1)

27 頁～28 頁

(A)

既述〔理由 1〕への反論、〔理由 2 または 3〕への反論で明らかになりましたように、「拒絶理由通知書」〔(4) まとめ〕にある以下の記述「以上のとおり、本願発明は、引用文献 1 に記載された発明であるか、もしくは、当業者が、引用発明 1 及び引用文献 2 ないし 3 に記載された公知または周知の技術に基づいて容易に発明をすることが出来たものである。」は誤りです。

同じく、「また本願発明は、当業者が引用発明 2 及び引用文献 1 又は 4 に記載された事項に基づいて容易に発明をすることができたものである。」の記述もまた誤りです。

したがって、〔(4) まとめ〕の主張は誤りです。

(B)

上述〔(4) まとめ〕には論理的な間違いがあります。

仮に、「本願発明が、～引用文献 1 に記載された発明である～」ならば、「～もしくは～引用発明 1 ～に基づいて容易に発明をすることができた～」と主張する必要はありません。逆に、「～引用発明 1 ～に基づいて容易に発明することができたもの～」ならば、「～引用文献 1 に記載された発明である～」との主張は不可解なものにならざるを得ません。このような論理展開は、事柄の厳密な判断が求められている特許庁の「審決」の場合においては有り得ない判断です。

上述の記述は、「～もしくは、～」の前段の既述と後段の記述とで、何れのどちらが正しいのかを明確に判断出来ていない事をものがたっています。したがって、「審決」としての真摯さを欠いた不適切な論理による誤った主張であると判断せざるを得ません。

(11の2)

〔(4) まとめ〕への反論 (その2)

28頁～29頁

本願発明の特許審査においては、「二重基準」が存在しています。

本願請求人は、平成27年1月6日発送による「拒絶査定」の判断が二重基準である事を、平成27年3月13日発送の「審判請求書」で指摘しています。しかしながら、この「拒絶理由通知書」では、この二重基準の事柄については一言の言及もありません。ですから、この「拒絶理由通知書」自体が二重基準の存在を無視して成り立っています。この「二重基準」については前述(8の6)で説明しています。

「拒絶理由通知書」には二重基準の問題の他にも、論理的矛盾や特許法に違反していると考えられる事柄がいくつかあります。特許法に関してほとんど素人である本願請求人であっても、その違法性を幾つか指摘出来る、この「拒絶理由通知書」は、特許庁による悪意をもった明らかな「不正」とであると主張します。

(11の3)

〔(4) まとめ〕への反論 (その3)

29頁～31頁

特許庁による特許査定審査の最終段階である審判においては、その過程である「拒絶理由通知書」においても、その結論である「審決」においても、それが適応される法律を順守しなければならないことは言うまでもないことです。本願発明に対する「審決」もその経過とその判断の適否は、最終的に国民が判断しています。

本出願人は、本願発明の「審決」その結論だけでなく、不正に対する十分な説明を求めます。